

浜松市公告第775号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成26年8月28日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール浜松都田テクノ  
浜松市北区新都田三丁目1番1号

2 変更した事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

開店時刻	午前9時00分
閉店時刻	午後9時00分

(変更後)

開店時刻	午前7時00分
閉店時刻	午後9時00分

- ② 来客が駐車場を利用できる時間帯  
(変更前)

駐車場利用時間帯	午前8時45分～午後9時15分
----------	-----------------

(変更後)

駐車場利用時間帯	午前6時45分～午後9時15分
----------	-----------------

3 変更年月日

平成26年10月1日

4 変更する理由

2-①については、お客様のライフスタイルに合わせた店舗運営のため。

2-②については、開店時刻変更のため。

5 届出年月日

平成 26 年 8 月 22 日